

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部都市計画課 No.021

処 分 名	地区まちづくり計画の認定
処 分 の 概 要	地区の住民などにより構成される地区まちづくり協議会が地区（3,000平方メートル以上の一団の土地）の特性を生かしたまちづくりを進めることを目的として作成した計画を、市が審査基準に基づき認定します。
根拠条例等・条項	春日部市都市計画手続条例（平成24年条例第35号）第16条 春日部市都市計画手続条例施行規則（平成24年規則第69号） 第37条第1項
審 査 基 準	条例等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁4階都市計画課窓口への提出
備 考	http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/toshi/keikaku/chikumachi-keikaku.html

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市都市計画手続条例

(地区まちづくり計画の認定)

第16条 協議会の代表者は、地区まちづくり計画の認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 地区まちづくり計画は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 地区まちづくり計画が法その他関係法令に適合していること。

(2) 地区住民を対象とする当該地区まちづくり計画に関する説明会を開催し、その意見を聴取していること。

(3) 地区まちづくり計画に係る土地(国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。)の区域内の住民の2分の1以上の同意かつ当該区域内の土地所有者等の2分の1以上の同意(同意をした者が所有する当該区域内の土地の地積と同意をした者が有する借地権の目的となっている当該区域内の土地の地積の合計が、当該区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の2分の1以上となる場合に限る。)を得ていること。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その旨を告示するとともに、当該申請に係る地区まちづくり計画の案を当該告示の日から3週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 地区住民は、前項の規定による告示があったときは、当該告示の日から縦覧期間満了の日までに、当該地区まちづくり計画の案について、市長に対し意見書を提出することができる。

5 市長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、当該意見書の写しを当該協議会の代表者に送付しなければならない。

6 協議会の代表者は、前項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、速やかに当該意見書に対する回答書を市長に提出しなければならない。

7 市長は、前項の規定により回答書が提出されたときは、第4項の規定により提出された意見書の要旨及び当該回答書を公表しなければならない。

8 市長は、第1項の規定による申請があったときは、第4項の規定により提出された意見書及び第6項の規定により提出された回答書の内容を考慮したうえで、規則で定める基準により、当該地区まちづくり計画を認定し、又は認定しないことを決定するものとする。

9 市長は、前項の規定による認定を行ったときはその旨及び地区まちづくり計画を公表するとともに、認定を行った旨を当該協議会の代表者に通知し、認定を行わなかったときはその旨及び理由を当該協議会の代表者に通知しなければならない。

■春日部市都市計画手続条例施行規則

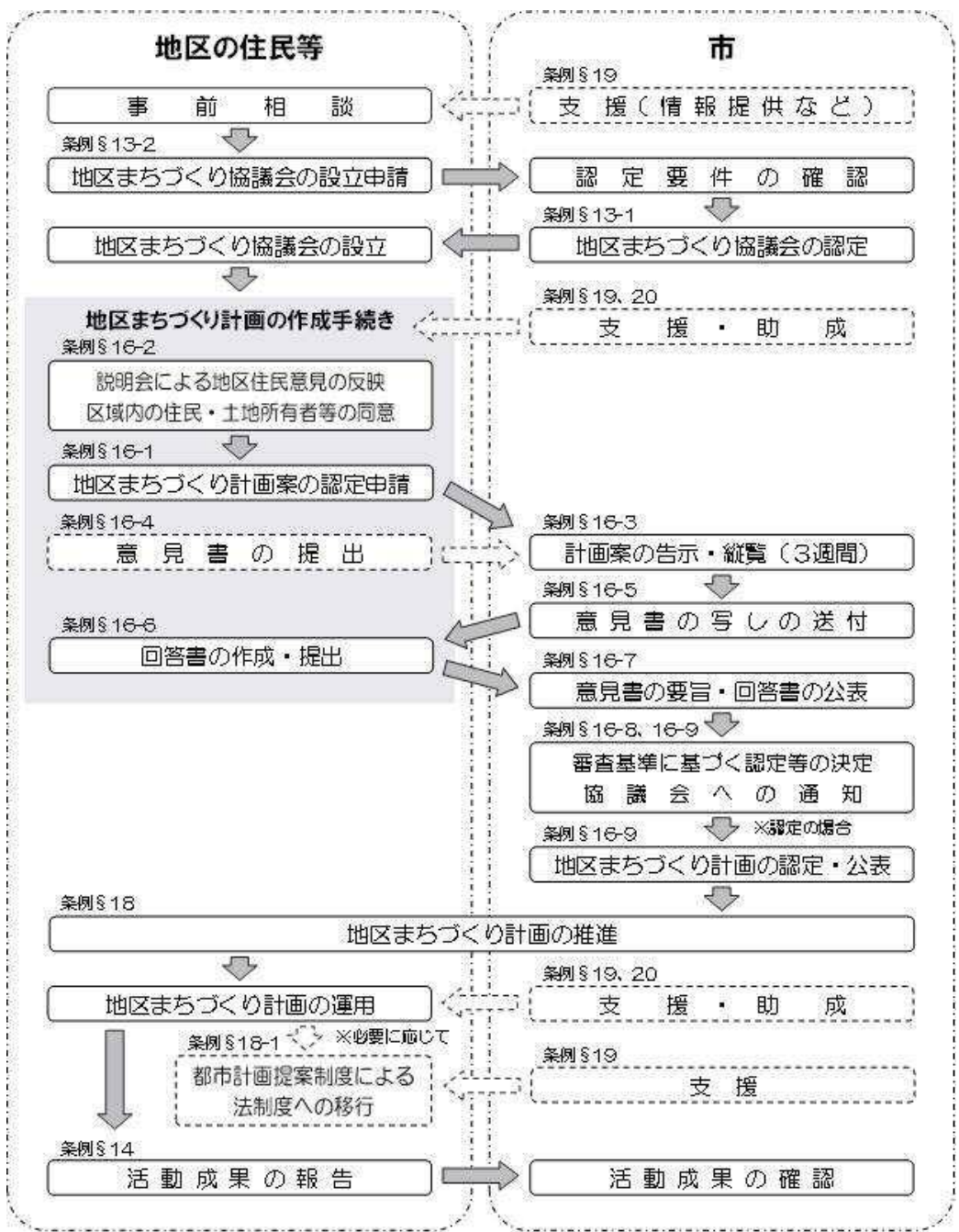
(地区まちづくり計画の認定の基準)

第 37 条 条例第 16 条第 8 項の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定の開発事業等に反対することを目的とする内容でないこと。
- (2) 特定の者の利益を図ることを目的とする内容でないこと。
- (3) 特定の権利者に属する土地利用等を制限することを目的とする内容でないこと。
- (4) 政治的又は宗教的な目的を持った内容でないこと。

2 条例第 16 条第 9 項の規定による通知は、地区まちづくり計画認定等決定通知書(様式第 19 号)によるものとする。

◆手続の流れ



根拠条例及び
関係例規等の抜粋